

各 位

一般社団法人 宇都宮労働基準協会

「職長等の能力向上教育」の実施について

労働安全衛生法における「職長等」は職場において作業者を直接指揮・監督する者とされ、現場の日々の状態を最もよく知る立場にあり、作業者と管理者との間の橋渡しをする安全衛生の「要」とされています。労働安全衛生法第19条の2では、職長等教育受講後一定期間（概ね5年程度）経過した者を対象に、能力向上教育の受講機会を与えることを求めています。厚生労働省の通達（令和2年3月31日基発0331第7号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」）で示されたカリキュラムに則り、下記により職長等の能力向上教育を実施いたします。職長等教育を受講されてから5年程度経過し、職長等としての更なる能力向上の必要性を感じておられる職長等の皆様の参加をお待ちしています。

記

- 1 開催日時 令和8年8月25日（火） 開講 9:10 終了予定 17:00
(受付開始 9:00)
- 2 会 場 宇都宮市文化会館第二会議室 宇都宮市明保野町7-66
- 3 受講料 一 般 14,190円(受講料 13,200円、テキスト 990円(税込))
当協会会員 11,990円(受講料 11,000円、テキスト 990円(税込))
(注) 開催1週間以内のキャンセルによる受講料はお返しいたしません。
- 4 講習内容 ① 職長として行うべき労働災害防止及び労働者の指導又は監督の方法に関すること
(基本項目、専門項目)
② グループ演習(職長の職務を行うに当たっての課題、安全衛生実行計画の作成・実施等)
- 5 申込方法 一般社団法人宇都宮労働基準協会(宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4F 電話028-633-4133 FAX028-633-8507)まで、裏面申込書をFAX等により送付してください。受講料は、令和8年8月10日(月)までに当事務所に現金持参又は振込によりお支払いください。入金確認後に受講票、領収書を交付いたします。
口座振込の振込先
【栃木銀行・本店・普通預金・2787331・一般社団法人宇都宮労働基準協会】
- 6 申込締切 令和8年8月10日(月)
(注) 期日前でも定員になり次第締め切ります。
また、所定の人数に達しない場合は開催を中止することがあります。

7 その他

遅刻は認められませんので余裕をもって会場にお越しください。
全科目を受講した方には、修了証を交付いたします。所属企業には、修了証明書を交付いたします。申込書の受講者氏名は楷書で、略字を使わず正確に記入してください。
受講当日は、受講票(受講料の納入を確認後に交付いたします。)と筆記用具を御用意ください。
近隣に飲食店が少ないためお弁当等を御持参されることをお勧めします。受講生にお伝えください。

「職長等能力向上教育」受講申込書
【FAX：028-633-8507】

※事務局記入欄

※事務局記入欄

令和 年 月 日

一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長 殿

下記の者について受講を申し込みます。

事業場名		
所在地	〒 ー	
電話・FAX	電話；	FAX；
申込御担当者職氏名		
事業の種類	製造業（ 製造）・建設業・電気業・ガス業・自動車整備業・機械修理業	
受講No. (※；事務局記入)	(ふ り が な) 受 講 者 氏 名 生 年 月 日	住 所
No.	() (昭・平 年 月 日)	〒
No.	() (昭・平 年 月 日)	〒

職長等能力向上教育受講票	領 収 書
※ 第 号； 殿 第 号； 殿	令和 年 月 日 殿
【日時】 令和8年8月25日(火)9:00受付9:10開講 遅刻は認められませんので余裕をもって 越してください。 【会場】 宇都宮市文化会館 宇都宮市明保野町7-66	領収金額 円也 内訳 (税抜金額合計 円) (適用税率10%消費税額合計 円)
一般社団法人宇都宮労働基準協会 会長 (028-633-4133) 近隣に飲食店等が少ないので弁当等の持参 をお勧めいたします。	但し、職長等能力向上教育受講料 名分として(テキスト 代を含む)。 上記の金額正に領収いたしました。 宇都宮市築瀬町1958-1 一般社団法人 宇都宮労働基準協会 会長 適格請求書発行事業者登録番号 T8-0600-0500-1303

受講料の納付方法；右記のいずれかを○で囲んでください。【現金持参】・【口座振込】 月 日予定

* 受講料は申込締切日(令和8年8月10日(月))までに納付願います。